

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画（素案）の概要について

自然保護課

計画策定の背景

- 野生鳥獣の保護及び管理を行う第11次鳥獣保護管理事業計画及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次ツキノワグマ、第3次ニホンカモシカ、第3次ニホンザル）の計画期間が、平成29年3月31日をもって終了。
- 平成28年度内に、環境大臣が定める指針に基づき、次期計画を策定する必要がある。
- 今年度のツキノワグマによる人身事故や農業被害の多発に対処するための被害防止対策や、全国で重大な農林業被害を引き起こしているニホンジカ、イノシシの管理が求められている。

計画の性格と期間

- 根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項及び第7条の2第1項
- 性格：野生鳥獣の保護及び管理事業の実施に関する計画
- 計画期間：平成29年度～平成33年度までの5年間

計画の推進体制

- 自然保護課、各地域振興局農林部森づくり推進課、鳥獣保護センター、鳥獣保護管理員が役割を分担し、県の事業を実施
- 市町村、県獣友会及び大学等の団体と連携を図るとともに、秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議及び白神山地ニホンザル保護管理対策協議会により事業を推進
- 専門家で構成される「秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会」の評価・助言を得ながら事業を実施

基本的な方向

野生鳥獣の種によっては、生息分布が減少している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策による総合的な鳥獣の保護及び管理を一層推進する。

新たな取組内容

- ・休猟区の新規指定を原則行わない。
- ・ツキノワグマの新たな被害防止対策を追加
- ・管理が必要な鳥獣として、ニホンジカ・イノシシを新たに追加
- ・農林業者が自らの事業地内で行う捕獲規制を緩和

計画の主な取組内容

第1 鳥獣の保護

- 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定
 - ・鳥獣保護区： 72か所、 46, 864ha
 - ・特別保護地区： 16か所、 4, 562ha
- 放鳥事業の実施
 - ・狩猟鳥獣であるキジ・ヤマドリの養殖・放鳥を行い、その保護増殖を図る。
- 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の指定
 - ・特定猟具使用禁止区域： 68か所、 18, 692ha
 - ・指定猟法禁止区域： 1か所、 123ha
- 鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定など

第2 鳥獣の管理

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため、第二種特定鳥獣管理計画を定める。

- 第4次ツキノワグマ
 - ・従来の調査法に加え、新たにカメラトラップ等の調査手法を活用した、精度の高い生息数把握に基づいた個体数管理
 - ・森林G I S（地図情報システム）を活用し、人身被害や出没場所等の正確な位置情報の収集により、地域住民への情報提供と今後の被害防止対策に利用
- 第4次ニホンカモシカ
 - ・県内を防除地域・管理地域・保護地域に区分したゾーニングによる個体数の管理
- 第4次ニホンザル
 - ・重点防除地域での群れの加害レベル判定に基づいた、銃器や箱わなを用いた捕獲等による個体群管理
- 第1次ニホンジカ 【新規】
 - ・指定管理鳥獣捕獲事業や鳥獣被害防止総合対策事業等の実施により、捕獲圧を強化し、生活環境・農林業・生態系への被害を防止
- 第1次イノシシ 【新規】
 - ・ニホンジカと同様に捕獲圧を強化し、生活環境・農林業・生態系への被害や人身被害を防止

第3 鳥獣の保護管理の推進

- 鳥獣の生息状況調査の実施
 - ・鳥類の分布調査、ガン・カモ類の主要渡来地調査等を実施
- 鳥獣保護管理の実施体制の整備
 - ・鳥獣保護管理員を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟取締等を実施
 - ・鳥獣保護センターを運営し、傷病野生鳥獣の保護・収容等を実施
- その他、感染症対策、普及啓発等を実施